

子ども・子育て支援金制度について

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、子ども・子育て支援の拡充が既に始まっています。給付の拡充には、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金が充てられます。



子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q どうして「支援金制度」が必要なの？

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q 収入が少なくても、支払う必要があるの？

A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得者に対する保険料軽減措置を設けています。

イメージ図

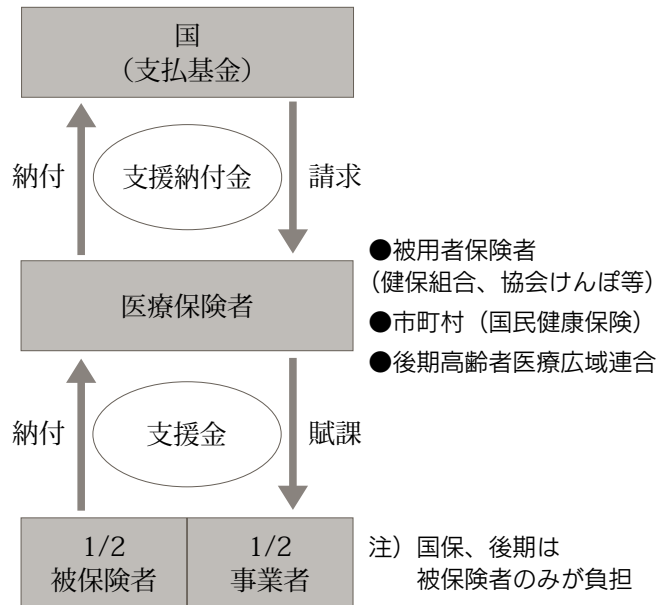


引用：「被用者保険加入者向けリーフレット」（こども家庭庁）

▼詳しくはこども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金制度について」



支援金の徴収の流れ



拡充される給付の例

児童手当の拡充
育児時短就業給付
育児期間中の国民年金保険料免除
妊婦のための支援給付
出生後休業支援給付
こども誰でも通園制度



国保加入者について

納付は6月から始まります。

※医療保険の保険料と合わせて徴収します。

※令和8年度の保険料を10回に分けてお支払いいただきます。

一人あたり月額平均約250円の負担となる見込みです。

※子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代まで)については、均等割額が全額軽減されます。

国保年金課 (☎ 82-1179)

後期高齢者医療の詳細は7月号にてお知らせします。